

～ 沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動 ～

草の根ニュース

－独立しんぶん－

基地と主権侵害なくす憲法9条実現政府のために

■本部(東京) : 〒150-0042

東京都渋谷区宇田川町 19-5 山手マンション 1001

■電話・ファックス : 03-3461-5758 090-4175-2010(平山基生)

■メール : kusanone@world.ocn.ne.jp

■ホームページ : [http:// www.kusanone.org](http://www.kusanone.org)

■郵便振替口座: 00190-5-611535 沖縄日本から米軍基地をなくす
草の根運動
全基地撤去 NOBASE の全国的市民団体へ前進を！草の根会員拡大を

米軍占領継続 (1945～2020)

75 年

米軍撤退させ 独立を！

世界最大のコロナ感染国米国の軍隊

米軍の日本沖縄出入国は 勝手放題

日本沖縄は、米軍(国)の属国以下か

米軍の日本沖縄全土の勝手使用は、1945年の軍事占領以来75年続く

基地条約（「安保」）第 10 条を活用するには、立憲野党と市民の共同を強め、日本国民自身が、米日政府マスコミによる「基地が日本の安全保障・抑止力」という洗脳・催眠術から目覚め、祖国日本の主権を回復する勢力が総選挙で勝利し「基地条約終了通告をする政府」を共同で作ることが必要です。その為に「基地なくす会」があなたの学園と街と職場に、日本沖縄全国に必要です。「日本沖縄」が主権を回復し対米独立することは歴史の法則です。あきらめず、基地のない日本沖縄・憲法実現の日本沖縄を私たちの世代の主権者国民が作り、次の世代に手渡ししましょう！

米軍占領継続 75 年と私

平山 基生（草の根運動共同代表・事務局長）

天皇制政府敗戦の日

1945 年 8 月 15 日の私

私は、栃木県矢板町（2020 年現在は矢板市）にあった疎開先の矢板教会牧師館の庭先にいました。「国民学校」1 年生の夏休み中でした。家の中では、古びた雑音入りのラジオを囲んで母や祖母など大人たちがいたように思います。暑い夏の日差しの下でした。大人たちは「玉音」放送を聞いていたのです。父は中国中部へ「出征」中でした。母は 6 人の子供たちと祖母をかかえ、必死に生きていました。その苦労を思うとき涙が出ます。

私たちの疎開していた栃木県矢板までも、米軍機の空襲は容赦しませんでした。ある日、米軍機が来襲してきました。私たち一家は、裏の竹やぶの中に逃げ込み、難を避けることができました。教会の庭には防空壕が掘られていまし

た。教会には、「皇軍」が駐留していました。「皇軍」とは「天皇の軍隊」という意味で、日本軍のことです。国民学校の校庭に立つと、「神武、綏靖、安寧・・・」と歴代天皇の名を暗唱させられている生徒たちの朗読の声が聞こえていました。

天皇裕仁が開始した日本帝国侵略戦争遂行の「皇軍」の敗北は、1945 年 8 月 15 日、天皇裕仁が、ポツダム宣言を受託する「玉音」放送をしたときに決定しました。「玉音」とは、当時神とされていた天皇の声を「玉音」と呼んだのです。東京大空襲、沖縄地上戦、日本全土の空襲と焦土化、広島原爆、長崎原爆、シベリア抑留。それらは、「皇軍」の侵略戦争の結果ではありましたが、悲惨極まるものでした。徴兵された何十万？の朝鮮や中国を含む若者たちの

目 次

米軍占領継続 75 年—米軍撤退させ独立を	1 ページ
米軍占領継続と私（平山基生）	2 ページ
ポツダム宣言条文から	6 ページ
日本国憲法から（前文と 9 条）	7 ページ
辺野古新基地工事強行に 続く阻止行動	8 ページ
いよいよ政府をとる新たな闘いの始まりです	8 ページ
「基地兵力集中の 2 重構造」 世界⇒「日本沖縄」国（⇒沖縄県）（平山 基生）	9 ページ
【参考資料】米軍、海外 70 基地を削減 世界 41 カ国に 517 最多は日本	9 ページ
ウイキペディアと防衛白書を比べてみませんか（平山基生）	11 ページ
真理も誇張すれば非真理となる—沖縄県への基地集中	14 ページ
自衛隊演習場（基地）は米軍演習場（基地）	15 ページ
オンライン原水爆禁止 2020 年世界大会開催、 読者の声 詩「立葵」あけみ	17~18 ページ
日本人の外圧に屈した 5 回の経験（島田雅彦）	18 ページ
編集後記 全基地マップ手渡し運動にご協力を	19~20 ページ

「この条約が十年間効力を存続した後〔注 1970 年 6 月 24 日以降〕は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。」(日米基地条約〔「安保」〕第 10 条より) 活用を!

死。

1945 年 8 月 30 日、連合軍総司令官マッカーサーが厚木飛行場に降り立ちました。連合軍(中核は米軍)の占領が始まったのです。(「ポ

米軍占領継続の日

私は、東京渋谷の宇田川町の父と母が創立した東京山手教会兼牧師館の前の石ころ道ゆるい勾配の坂を 500 歩ほど登っていきました。現在の(2020 年 8 月 20 日)公園通りです。NHKがある代々木公園に渋谷駅から上がっていきます。私は、青山学院中等部の中学 2 年生になったばかりでした。

坂の上には、ワシントンハイツという名称の広大な米軍宿舎がありました。中学生にもなれば、政治について一定の知識を持ちます。講和によって日本は主権を回復するのだ、だから占領軍である米軍は撤退するのだ、中学生の私は、単純にそう思っていました。ワシントンハイツと一般道路(今の公園通り)を遮るフェンスは

「米軍占領継続基地提供条約」(安全を保障しない「安保」)と行政協定

米軍占領の実質継続は、1952 年 4 月 28 日、米国のサンフランシスコで前年 9 月に開かれた連合国の対日講和条約会議で調印されたサンフランシスコ講和条約(対日講和条約)の発効で決定されました。この条約で、日本は独立を回復したといことになっています。しかし、それは、実質的に米軍占領継続を保障したもの

1960 年 6 月 23 日—長期の占領を確保するための 改定占領条約成立の日の私

私は、国会前の新基地条約に抗議する群衆の中にいました。私は、東京大学文学部東洋史学科の 4 年生でした。私は、文学部の学

ツダム宣言」参照)

それはいつ終わったのか、終わっていないのか、いつ終わるのか、いつ終わらせるのか。

1952 年 4 月 28 日の私

取り除かれ、私も中に入れると。

しかし、予想に反して、フェンスとゲートは取り除かれず、私は中に入れるようにはなりませんでした。事態が変わる、とっていた、私には意外でした。「何も変わってはいないではないか」。この記憶は鮮烈です。米占領軍は撤退していないのです。1964 年の東京オリンピックを前に、外国選手の選手村にするためと、東京のど真ん中に、広大な米軍宿舎があつては、諸外国から来たオリンピックの観客に見られてまずいだろうと、ワシントンハイツは移転しました。移転費用は全額(何百億円)日本負担、ということは日本国民の税金でということですが、調布飛行場に「関東村住宅地区」を提供したのです。

でした。「米軍占領継続基地提供条約」という本質を持ついわゆる「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」です。この条約には、「行政協定」という名称の米占領軍の占領継続の「協定」が付属していました。行政協定は、国会での審議対象ともならない、単なる事務的取り扱い規定とされました。

生自治会である「文学部学友会」副委員長として学生運動に参加していました。前任の副委員長樺美智子さんは、1 週間ほど前の 6 月

基地条約（「安保」）第 10 条を活用するには、立憲野党と市民の共同を強め、日本国民自身が、米日政府マスコミによる「基地が日本の安全保障・抑止力」という洗脳・催眠術から目覚め、祖国日本の主権を回復する勢力が総選挙で勝利し「基地条約終了通告をする政府」を共同で作ることが必要です。その為に「基地なくす会」があなたの学園と街と職場に、日本沖縄全国に必要です。「日本沖縄」が主権を回復し対米独立することは歴史の法則です。あきらめず、基地のない日本沖縄・憲法実現の日本沖縄を私たちの世代の主権者国民が作り、次の世代に手渡ししましょう！

15 日、国会内に入ったデモ隊の集団の中で、亡くなって（殺されて？）いました 樺さんと私たちは、国民の団結を重視する「安保改

定反対国民会議」に結集するべきかどうかで意見を異にしていたが。

「改定版米軍占領継続基地提供条約」と行政協定焼き直しの地位協定

あまりにも露骨な米占領軍の特権をいくらかでもカムフラージュするためにと、自衛隊を米軍のためにもっと活用できるように、1960 年に安倍晋三首相の祖父岸信介首相（戦

争犯罪者）の手で「改定」強行成立されたのが現行の「改定版米軍占領継続基地提供条約」と行政協定焼き直しの地位協定です。

1972 年 5 月 15 日一核つき基地つき沖縄「返還」協定成立の日へ

1964 年 4 月、東大大学院農業経済学専攻課程に進学した私は、さっそく、東大大学院生自治会協議会（東院協）の委員長に選ばれました。

1961 年から私は、安保破棄・平和と民主主義を守る東京学生共闘会議（東京平民学共）の代表委員になっていました。東京平民学共は、間もなく、安保破棄・平和と民主主義を守る全国学生共闘会議（後の「安保破棄・平和と民主主義を守る全国学生自治会連合」〈平民学連〉）へ発展し、私はその代表委員も兼ねました。そういう経歴から私が推されたようです。東院協は、日本全国の大学院自治会を結集する全国大学院生自治会協議会の議長も兼ねることになっていました。

前年 1963 年 4 月から、大学院進学のため東大大学院の内部選考論文を執筆しながら、かねてから懸案の沖縄返還問題にとり組みました。

有名な進歩的文化人で評論家の中野好夫さんが主宰する「沖縄資料センター」にも資料集めもあって通いました。そこには所員として、のちに沖縄大学学長を務められた新崎盛

輝さんも、東大大学院社会学科の院生のかたわら、所属されていました。

当時「沖縄事情」という定期刊行物を出版されていた牧瀬恒二さんを中心とする「沖縄返還促進委員会」の事務局員に、私は自薦で就任しました。

そのころ、私は、沖縄返還を目指す超党派個人加盟の全校単一組織結成を提唱しました。職場や地域に「沖縄を守る会」や沖縄懇談会などが存在していたのを見て、それを結集する全国組織を提案したのです。この提案は、1966 年には、個人加盟の超党派全国組織「沖縄・小笠原返還同盟」（小笠原諸島返還後は、「沖縄返還同盟」）が結成されることによって実りました。

私たちは、沖縄問題を「沖縄を含む日本の分断の問題」ととらえ、朝鮮半島分断の北緯 38 度線、ベトナムを南北に分断する北緯 17 度線になぞらえ、沖縄を含む日本が本土と沖縄県に北緯 27 度線によって分断されているととらえました。その観点から、27 度線上での海上大会を提案し実現しました。牧瀬恒二さんは、『27 度線の沖縄』を著わしました。

本土沖縄の目に見えない「27 度線」の民族分断を超えて

1972 年 5 月 15 日の沖縄協定によって現在、沖縄と本土を分断する北緯 27 度線はなくなりました。2001 年 1 月に「沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動」が発足したときに作成した、「入会おすすすめ」のチラシに

は、「情報と心の 27 度線を克服しよう」と書かれています。米日米軍基地維持勢力は、この「日本沖縄の分断」を維持し助長しようとしています。現に存在するのは、「差別」ではなく「分断」です。「差別論」はむしろ分断を

「この条約が十年間効力を存続した後〔注 1970 年 6 月 24 日以降〕は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。」(日米基地条約〔「安保」〕第 10 条より) 活用を!

助長するものです。「27 度線の日本沖縄」の真の克服「分断の克服」こそ、いま沖縄県民と本土の人びと即ち「日本沖縄民族」が解決を求められている課題なのです。本土が沖縄

コロナと米軍に抗して

今コロナウイルスが猛威を極めて、恐れられています。在日米軍艦船と基地の米兵が多数コロナに感染していると報道されましたが、そのコロナ感染の情報は、公表は米軍次第であり日本国民は得られるかどうかわかりません。また、入出国制御もできません。なぜなら、「合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族は、外国人の登録

米軍占領継続・基地提供条約 (安全を保障していない「安保」? 条約)

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千

第十条

(一部略)

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させ

地位協定 第 9 条の 2

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定)

「合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族は、外国人の登

地位協定の「旅券及び査証に関する日本国の法令」「外国人の登録及び管理に関する日本国の法令」には次のようなものがあります。

《「[出入国管理及び難民認定法](#)」》日本に出入国するすべての人の公正な管理、外国人の[在留](#)手続き、[難民](#)の認定などについて定める法律。昭和

を差別しているという差別論はその闘いの上で、有害でこそあれプラスにはなりません。沖縄県民だけでなく、本土の人びとも「日本沖縄民族」分断の被害者なのです。

日本沖縄民族は一体となって

及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。(以下略)」(地位協定第 9 条の 2) という 占領軍に等しい特権をあたえられているからです。

•「日本沖縄国」は 75 年間、米軍軍事占領下に等しい主権制限状況です。(矢部宏治『[知ってはいけない-隠された日本支配の構造](#)』(講談社現代新書参照)。

九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定(改正を含む。)に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。(下線は編集部)

る意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。

録及び管理に関する日本国の法令の軍人と軍属には適用されず、彼らはフリーパス。適用から除外される。(以下略)」

26 年(1951)に公布された[出入国管理令](#)を昭和 57 年(1982)に改正したもの。[入管法](#)。[出入国管理法](#)。[入管難民法](#)。[出管法](#)。→[入国管理特例法](#) (デジタル大辞泉「入国管理法」から)

「日本に出入国するすべての人」に適用されるべきものです。ところが米軍には適用されないのです。

基地条約（「安保」）第 10 条を活用するには、立憲野党と市民の共同を強め、日本国民自身が、米日政府マスコミによる「基地が日本の安全保障・抑止力」という洗脳・催眠術から目覚め、祖国日本の主権を回復する勢力が総選挙で勝利し「基地条約終了通告をする政府」を共同で作ることが必要です。その為に「基地なくす会」があなたの学園と街と職場に、日本沖縄全国に必要です。「日本沖縄」が主権を回復し対米独立することは歴史の法則です。あきらめず、基地のない日本沖縄・憲法実現の日本沖縄を私たちの世代の主権者国民が作り、次の世代に手渡ししましょう！

ポツダム宣言条文 から

日本降伏のため確定条項宣言 ポツダムにて 1945 年 7 月 26 日発出

<Proclamation Defining Terms for Japanese Surrender Issued, at Potsdam, July 26, 1945>

- (1) われわれ、米合衆国大統領、中華民国主席及び英国本国政府首相は、われわれ数億の民を代表して協議し、この戦争終結の機会を日本に与えるものとする⁽²⁾ 略
- (3) 世界の自由なる人民が立ち上がった力に対するドイツの無益かつ無意味な抵抗の結果は、日本の人民に対しては、極めて明晰な実例として前もって示されている。現在日本に向かって集中しつつある力は、ナチスの抵抗に対して用いられた力、すなわち全ドイツ人民の生活、産業、国土を灰燼に帰せしめるに必要だった力に較べてはかりしれぬほどに大きい。われわれの決意に支えられたわれわれの軍事力を全て用いれば、不可避的かつ完全に日本の軍事力を壊滅させ、そしてそれは不可避的に日本の国土の徹底的な荒廃を招来することになる。
- (4) 日本帝国を破滅の淵に引きずりこむ非知性的な計略を持ちかつ身勝手な軍国主義的助言者に支配される状態を続けるか、あるいは日本が道理の道に従って歩むのか、その決断の時はもう来ている。⁽⁵⁾ 略
- (6) 日本の人民を欺きかつ誤らせ世界征服に赴かせた、全ての時期における 影響勢力及び権威・権力は永久に<for all time>排除されなければならない。従ってわれわれは、世界から無責任な軍国主義が駆逐されるまでは、平和、安全、正義の新秩序は実現不可能であると主張するもの
- である。
- (7) そのような新秩序が確立せらるまで、また日本における好戦勢力が壊滅したと明確に証明できるまで、連合国軍が指定する日本領土内の諸地点は、当初の基本的目的の達成を担保するため、連合国軍がこれを占領するものとする。⁽⁸⁾ 略
- (9) 日本の軍隊は、完全な武装解除後、平和で生産的な生活を営む機会と共に帰還を許されるものとする。
- (10) われわれは、日本を人種として奴隷化するつもりもなければ国民として絶滅させるつもりもない。しかし、われわれの捕虜を虐待したものを含めて、すべての戦争犯罪人に対しては断固たる正義を付与するものである。日本政府は、日本の人民の間に民主主義的風潮を強化しあるいは復活するにあたって障害となるものはこれを排除するものとする。言論、宗教、思想の自由及び基本的人権の尊重はこれを確立するものとする。⁽¹¹⁾ 略
- (12) 連合国占領軍は、その目的達成後そして日本人民の自由なる意志に従って、平和的傾向を帯びかつ責任ある政府が樹立されるに置いては、直ちに日本より撤退するものとする。
- (13) われわれは日本政府に対しすべての日本軍隊の無条件降伏の宣言を要求し、かつそのような行動が誠意を持ってなされる適切かつ十二分な保証を提出するように要求する。もししからざれば日本は即座にかつ徹底して撃滅される。
- (下線は編集部)

日本国憲法 から

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努

第二章 戦争の放棄

第九条【戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認】

1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

めてある国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（編集部から 「政府の行為によつて」が重要です。「戦争の惨禍を繰り返さない」だけでは戦争を阻止できません。政府が戦争をするのですから。）

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。（下線は編集部）

基地条約（「安保」）第 10 条を活用するには、立憲野党と市民の共同を強め、日本国民自身が、米日政府マスコミによる「基地が日本の安全保障・抑止力」という洗脳・催眠術から目覚め、祖国日本の主権を回復する勢力が総選挙で勝利し「基地条約終了通告をする政府」を共同で作ることが必要です。その為に「基地なくす会」があなたの学園と街と職場に、日本沖縄全国に必要です。「日本沖縄」が主権を回復し対米独立することは歴史の法則です。あきらめず、基地のない日本沖縄・憲法実現の日本沖縄を私たちの世代の主権者国民が作り、次の世代に手渡ししましょう！

辺野古新基地工事強行に 続く阻止行動

沖縄県知事選、**沖縄県民投票、衆議院補選での屋良さんの当選**、昨年2019年7月21日の参院沖縄選挙区で**オール沖縄会議の高良さんの当選**など、沖縄県民は、**辺野古新基地阻止・普天間撤去の為全力で闘っています。**

本年(2020年)6月7日投票の沖縄県議選では**辺野古新基地阻止のオール沖縄会議が過半数をかちとりました！**

しかし、安倍内閣は、2018年12月14日**辺野古で開始した土砂投入を、民意を無視して継続しています。**安倍政権は**辺野古に新基地は作らせない**などの沖縄県民の「建白書」の民意を踏みにじり、行政不服審査法を捻じ曲げて自作自演で、**辺野古新基地工事を強行し続け、最高(低?)裁判所も追認しています。**防衛局の作業員にコロナ感染者が出て、一時工事を中断しましたが、6月12日不当不法にも再開しました。

草の根運動は、みなさまのご支援により、昨年(2019年)2月10日11日、米合衆国の世界支配のために太平洋から全世界に展開する

米第7艦隊の母港横須賀基地の所在地横須賀市で、2019年総会を開き、「基地はいらない、どこにも-全基地撤去宣言提案」を提案し、本年2020年総会で採択しました。

また、基地なくす政府樹立を決断しその第一歩として次の総選挙で市民と立憲野党の共同政府樹立をめざしつつ、日本沖縄の全国的世論を変える「基地なくす全国単一超党派市民団体」に草の根運動を発展させる決意を致しました。

草の根運動は、参院選での市民と立憲野党の共闘の成果である13項目の「共通政策」を沖縄建白書の「オスプレイ撤去」を補充することで生かして、来たる総選挙で、289小選挙区(比例176)で統一候補を実現し、安倍内閣自公政権を少数に追い込み、市民と野党の共闘の上に立つ、沖縄建白書を実現する立憲野党連合政府を作る運動を開始することを決意しました。この政府は全基地撤去の政府ではありませんが、そこに向かう第一歩の政府です。

市民と立憲野党が決意し、悠然と、しかし、死に物狂いの相当の努力をしさえすれば、この政権交代は、容易ではありませんが全く可能です。

いよいよ政府を取る新たな闘いの始まりです

来たる総選挙で自公(維新)政権に、かならず勝利し、政権交代を実現しましょう。折しも共産志位和夫氏、立憲民主枝野幸男氏が総選挙準備で合意。また、社民党、国民民主党とも合意しました。

事実上米軍指揮下の自衛隊はもちろん、憲法9条によって「駐留米軍こそが違憲」です(伊達判決)。日本全土を軍事演習場として飛行訓練が行われているオスプレイは事故の多い「未亡人製造機」「空飛ぶ棺桶」といわれる軍用機です。また、横須賀基地は、醜悪な日米政府密約の下、核積載の米原子力潜水艦の母港とされ

ています。沖縄県民とともに、全日本国民は、憲法を守り**新基地工事中止する政府を作り、普天間、横田、横須賀、東富士など197の**全基地撤去**へ基地条約10条に基づき**条約を終了通告する政府樹立への第一歩の足掛かり**をつくらなければなりません。その足掛かりこそ「市民と野党の連合政権」です。立憲野党間の政権合意と統一候補擁立をすすめてみましょう。**

朝鮮半島情勢は、米朝の間で一時的に緊張は緩和しましたが、今日、極めて危険な新たな緊張が始まりつつあります。

イラン米関係も、米軍による国家テロで危機にあります。そういう地域へ安倍政権は事実上米軍指

「この条約が十年間効力を存続した後〔注 1970 年 6 月 24 日以降〕は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。」(日米基地条約〔「安保」〕第 10 条より) 活用を!

揮下での自衛隊派兵を国会にも諮らずに強行しました。これは憲法上許されるものではありません。

「基地兵力集中の 2 重構造」 世界⇒「日本沖繩」国 (→沖繩県)

2020 年の年頭早々、トランプ米大統領は、イラン革命防衛隊コッズ部隊ソレイマニ司令官を、イラク空港バグダッドで空から攻撃し、名指しで殺害しました。海外米軍基地から飛び立ったドローンあるいは軍用ヘリによる殺害であったと言われて

います。これは、まさに国家テロによる殺人であり、犯罪であり、命を奪うという人権侵害の最たるものであるだけでなく、イランとイラクの国家主権の侵害と戦争挑発そのものです。米軍基地は主権侵害と人権じゅうりんの戦争基地であり又殺人基地です。

この様な米軍基地が沖繩県を含む日本全土に米軍「進駐」後 75 年になる今日も全土基地方式の下 197 もあります。米軍基地は全土基地方式三日本沖繩全土 100%が米軍演習場又は基地で主権侵害しています。

「アメリカは、地球的規模で軍事基地をはりめぐらし、世界のどこにたいしても介入、攻撃する態勢を取り続けている」(基地なくす政党の改定綱領から) 世界の米軍基地の約 3 分の一は「日本沖繩」に最も集中しており海外兵力 16 万 5466 の内 56118 人が日本沖繩に集中しています。(第 1 の集中)、世界で類を見ない「基地国家」とされています。日本国内ではさらに沖繩県に集中しています(第 2 の集中) 沖繩県への集中については別項で述べます。「基地兵力集中の 2 重構造」のうち 1 つの集中だけを取り出しているのは、「日本沖繩国」の基地構造の特徴と深刻さ重大性をつかむことも解決することもできません。(基地問題研究者平山 基生〔もとお〕)

【参考資料】 2018 年 9 月 7 日沖繩タイムス

米軍、海外 70 基地を削減 日本 121

〔「草の根ニュース」編集部注:「日本の 121 基地」は、どういう根拠の数字なのかは明確ではありません。信用できない防衛省資料でないウイキペディアの資料では、専用と共用合わせて 78 基地となっています。日米地位協定 2 条 4 項 b の「自衛隊基地で米軍基地として提供されている 119 基地」は、米軍資産でないから国防省海外資産に算入されていないともみられます。ということは、日本の基地数は算入すべき「米軍タダ乗りの米軍使用自衛隊基地」を計算入し日本

世界 41 カ国に 517 最多は

の基地数推計 240 となります。他国で「にい 4 びい」のような基地提供があるか不明なのでとりあえず日本の「にい 4 びい」を加えた 636 のうち 240 すなわち 38%が日本沖繩にあり、海外兵力では、16 万 5 4 6 6 人中 5 万 6 1 1 8 人すなわち 34%が日本沖繩にいることとなります。

〔日本国内での沖繩県への基地集中は 14 頁「真理も誇張すれば非真理となるー沖繩県への基地集中」〕

【平安名純代・米国特約記者】米国防総省がこのほど公表した 2017 米会計年度基地構造報告書(16 年 9 月末時点)によると、米国外にある米軍基地・施設数は計 517 で、前年度に比べて 70 削減されていることが 5 日までに分かった。07 年度の米軍基地・施設数は計 823 で、10 年間で 37%減少したことになる。

米軍基地・施設の分布

	陸軍	海軍	空軍	海兵隊	ワシントン本部管理部	合計
米本国	1588	787	1528	172	91	4166
準州など	39	62	9	0	0	110
海外	100	125	170	22	0	517



基地条約（「安保」）第 10 条を活用するには、立憲野党と市民の共同を強め、日本国民自身が、米日政府マスコミによる「基地が日本の安全保障・抑止力」という洗脳・催眠術から目覚め、祖国日本の主権を回復する勢力が総選挙で勝利し「基地条約終了通告をする政府」を共同で作ることが必要です。その為に「基地なくす会」があなたの学園と街と職場に、日本沖縄全国に必要です。「日本沖縄」が主権を回復し対米独立することは歴史の法則です。あきらめず、基地のない日本沖縄・憲法実現の日本沖縄を私たちの世代の主権者国民が作り、次の世代に手渡ししましょう！

同省が所有する基地・施設数は、米国内 50 州に 4166（陸軍 1588、海軍 787、空軍 1528、海兵隊 172、ワシントン本部管理部 91）、グアム準州など八つの米領に 110（陸軍 39、海軍 62、空軍 9）だった。

海外の基地・施設数は、41カ国に 517（陸軍 199、海軍 125、空軍 170、海兵隊 23）で、陸軍は前年度比で 56 減り、海軍は 3 減、空軍は 12 の減少となった。海兵隊は 1 増となった。

海外で最も多いのは日本の 121（前年度比

1 減）で、資産評価額は 775 億 7270 万ドル（約 8 兆 6114 億円）。

次いでドイツの 120（同 61 減）で評価額は 517 億 8460 万ドル（5 兆 7486 億円）、韓国 の 78（同 5 減）で 229 億 1140 万ドル（2 兆 5434 億円）などとなり、日本が数・資産価値ともにドイツを大きく上回っている。

報告書は、米国防総省が会計年度ごとに米議会へ提出していたが、トランプ政権発足後は作業が遅れ、2 年半ぶりの公表となった。

米軍の駐留人数（2019年3月31日現在）

国	現役勤務（沿岸警備隊、予備役、文官は除く ^{※2} ）				単位：人	（参考） 2018年3月
	陸軍	海軍	海兵隊	空軍		
総合計	465,435	328,079	186,493	323,768	1,303,775	1,289,668
米国内計 ^{※3}	416,684	294,256	155,004	272,365	1,138,309	1,126,533
米国外計	48,751	33,823	31,489	51,403	165,466	163,135
1 日本	2,657	20,846	20,475	12,140	56,118	55,026
2 ドイツ	20,779	382	1,176	12,767	35,104	34,810
3 韓国	17,385	262	190	8,046	25,883	24,914
4 イタリア	3,936	4,007	439	4,519	12,901	12,764
5 イギリス	295	206	16	8,635	9,152	9,145
6 パーレーン	18	3,334	654	22	4,028	3,934
7 ス페인	25	2,511	505	354	3,395	3,680
8 クウェート	697	3	1,354	38	2,092	2,036
9 トルコ	144	6	6	1,492	1,648	1,623
10 ベルギー	643	40	8	370	1,061	895
11 キューバ	148	568	123	0	839	825
12 ノルウェー	26	5	564	38	633	330
13 カタール	271	3	25	242	541	548
14 ギリシャ	9	356	2	21	388	388
15 ホンジュラス	213	3	18	148	382	366
16 アラブ首長国連邦	28	13	257	81	379	403
17 オランダ	133	27	4	214	378	371
18 英国領インド洋地域	0	266	0	37	303	292
19 タイ	41	8	215	29	293	461
20 サウジアラビア	204	21	11	51	287	305
21 オーストラリア	36	67	91	92	286	228
22 エジプト	241	11	1	22	275	274
23 スウェーデン	1	2	238	4	245	8
24 ポルトガル	2	48	1	181	232	227
25 フィリピン	10	11	173	10	204	109
26 ハンガリー	5	135	0	58	198	208
27 シンガポール	9	165	4	19	197	189
28 ポーランド	49	84	5	25	163	147
29 ブエルトリコ	95	25	22	18	160	162
30 グリーンランド	0	0	0	150	150	149
31 カナダ	8	45	13	74	140	131
32 ルーマニア	7	81	3	12	103	257
— 100人未満の国の合計	520	280	842	315	1,957	1,912
— 不明	116	4	4,080	1,104	5,304	5,484
（参考）沖縄（2011年6月）	1,547	2,159	15,365	6,772	25,843	

※1 本資料は、米国防総省の下部組織である国防人員データ・センター（DMDC）のホームページ（https://www.dmdc.osd.mil/appj/dwp/stats_reports.jsp）からダウンロードした資料を沖縄県が編集したものである。
 ※2 元の資料では、「沿岸警備隊（COAST GUARD）」「予備役」「文官」を含めた人数になっているが、本表では除外している。
 ※3 元の資料では、グアム準州は「海外（OVERSEAS）」に含まれているが、本表では「米国内」に含めている。
 ※4 各国は2019年3月31日現在、沖縄は2011年6月30日現在のものであり、時点が異なっている。

（以下、元の資料に付されている注釈）
 ・米軍兵の数および国防歳出権限法の立法措置により給与の予算が措置される（APF）任期に定めのない文官の数
 ・各任務地域および部隊ごとによる。
 ・情報源：現役勤務状況マスターファイル、予備役個人データシステム（RCCPDS）ファイル、国防歳出権限法予算（APF）
 ・DMDCのデータは任務により各地に配属された任期に定めのない者の数が反映されている。一時的な配属や緊急任務支援のための一時的配属の人員は含まれない。
 ・現在進行中の任務や国防総省の兵力に関する質問については、国防長官府広報室または統合参謀本部へ転送される。
 ・2019年8月1日に国防人員データセンターにより作成

ウイキペディアと防衛白書を比べて見ませんか？

ウイキペディアの「全都道府県別の米軍施設区域」と防衛省の「米軍施設・区域」
沖縄県民と本土国民の一体の闘いを阻害する「沖縄基地 7 割」論の出所はどこから？

基地統計が 2 つあることをご存知ですか？ウイキペディアのものと、防衛省のものです。

米軍の代理（「米軍の手先」）の宣伝物

辺野古の新基地工事を強行している防衛省、米軍の代理(きれいな言葉ではありませんが「米軍の手先」)の宣伝物である『防衛白書』(防衛省)と独立百科事典ウイキペディアの基地統計との 2 つです。インターネットの検索で、すぐアクセスできます。

まず、ウイキペディアの「都道府県別の全ての米軍施設規模と都道府県別の米軍施設」を見てみましょう。すると、「在日米軍施設・区域の分類」という項目が出てきます。そこには、3 種類の分類が示されています。(次頁)

それに続いてウイキペディアの重要な文章「但し、防衛白書(防衛省)は、上記と異なり(下線は引用者)、在日米軍施設を 2 種類に分類する」が出てきます。

米日政府公式の国際協定である地位協定の 3 種類の基地分類(次の(参考)をご覧ください)が勝手に 2 種類に防衛省によって変更されていることがわかります。

(参考) 日米地位協定における米軍基地3種別
米軍地位協定 第 2 条

1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第 6 条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第 25 条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

(筆者注：いわゆる「米軍専用基地」がこの条項に該当し、「2 条 1 項 a」(にい 1 えい)とも呼びます)

(b) 略 2 項と 3 項 略

4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。

(筆者注：「米軍自衛隊共用基地」で「2 条 4 項 a」(にい 4 えい)と呼びます。防衛白書は、この「にい 4 えい」をなぜか存在しないものとしています)

〔2 条 4 項〕(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

(筆者注：「自衛隊基地で米軍が一定期間使用する基地」で「2 条 4 項 b」(にい 4 びい)と呼びます)

防衛省の勝手な改変

「勝手な改変」については、ウイキペディアは、次の点も指摘しています。

「日米地位協定第 2 条第 1 項(a)(注：次ページのウイキペディアの表で A)及び第 2 条第 4 項(b)(注：ウイキペディアの表で C)に基づき、米軍が使用している施設及び区域が 1 施設・区域内に混在する場合は、こちらに含めるとする。そして、それは、在日米軍施設・区域(専用施設)と同義であるとする」。

このように防衛省は、米軍専用基地に「混在」している基地を地位協定に基づくカウントをせず、119 もある「米軍の使用に提供されている自衛隊基地」を、はるかに少ない数に計上し、197 の全基地を 131 と 66 もすくなく見せかけているのです。

このように、「防衛白書」は、自衛隊基地である米軍基地は過小に記述しています。

笑うべきことですが、「自衛隊共用米軍基地」を基地統計の類別から抹消して「専用基地」に編入したことよりは、「自衛隊基地である米軍基地」が過少でも抹消されていないことだけ、ましかもしれません。

「米軍の使用に提供されている自衛隊基地」のリストは、ウイキペディアから防衛省のアーカイブにアクセスできました。そこに 119 基地のリストが示されていました。しかし、最近、このアーカイブへのアクセスは、なぜか削除され、アクセスできなくなりました。

(次次頁へ続く)

在日米軍施設・区域の分類 [編集]

在日米軍施設数および利用面積に関しては、

- A 在日米軍が専用で利用している施設
- B 日米地位協定2-4-(a) に基づいて日米で共同使用している施設
- C 日米地位協定2-4-(b) に基づいて米軍が一時的に利用可能な施設

に分類される。

但し、防衛白書（防衛省）は、上記と異なり、在日米軍施設を2種類に分類する。すなわち、上記 AとBを併せたもの（C 以外）を、「日米地位協定第2条第1項(a)に基づき、米軍が使用している施設及び区域」と分類（定義）しており、また、日米地位協定第2条第1項(a)及び第2条第4項(b)に基づき、米軍が使用している施設及び区域が1施設・区域内に混在する場合は、こちらに含めるとする^[1]。そして、それは「在日米軍施設・区域（専用施設）」と同義であるとする^[2]。

このページでの記述は、主に防衛白書（防衛省）の資料を基に作成されている。

在日米軍専用及び共同で常時利用している施設 A+B でとらえると以下の通りである(平成30年3月31日現在)。^[3] ^[4] ^[5]

米軍専用・共用施設をあわせた規模(平成30年3月31日現在)^{[4][5]}

	土地面積 (千m ²)	全体面積に 占める割合
沖縄県	184,944	70.27%
青森県	23,743	9.02%

また在日米軍利用施設を A + B + C でとらえると以下の通りである。

米軍専用・共用施設・一時利用施設をあわせた規模(2008年1月1日現在)^[6]

	土地面積 (千m ²)	全体面積に 占める割合		土地面積 (千m ²)	全体面積に 占める割合
北海道	344,601	33.55%	群馬県	5,796	0.56%
沖縄県	232,933	22.68%	広島県	5,226	0.51%
静岡県	89,160	8.68%	長崎県	4,611	0.45%
大分県	56,350	5.49%	埼玉県	2,297	0.22%
山梨県	45,969	4.48%	千葉県	2,102	0.20%
宮城県	45,699	4.45%	宮崎県	1,801	0.18%
青森県	32,069	3.12%	岐阜県	1,626	0.16%
熊本県	27,025	2.63%	石川県	1,606	0.16%
滋賀県	24,090	2.35%	福岡県	1,414	0.14%
岩手県	23,264	2.27%	山形県	1,308	0.13%
神奈川県	20,895	2.03%	茨城県	1,078	0.10%
岡山県	18,822	1.83%	鳥取県	778	0.076%
東京都	15,787	1.54%	兵庫県	20	0.0019%
新潟県	14,080	1.37%	佐賀県	13	0.0013%
山口県	6,630	0.65%	全国計	1,027,049	

日本の全基地の面積の比率では、北海道に 33.55%、沖縄県は 22.68%です。主権回復の観点から見た場合、「日本沖縄」の全基地を考慮すべきです。

自由使用「基地」として、全土基地方式(=日本沖縄全土100%が基地)が適用されています。

(前前頁から)

「この条約が十年間効力を存続した後〔注 1970 年 6 月 24 日以降〕は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。」(日米基地条約〔安保〕第 10 条より)活用を!

「2020 年防衛白書」は、辺野古新基地工事推進について、「**着実に(辺野古)工事を進めていく**」と述べています。

(「日米同盟の抑止力の維持と普天間飛行場の危険性の除去を考え合わせた時、辺野古移設が唯一の解決策であり、この方針に基づいて着実に工事を進めていく」 「防衛省としては、(中略) 辺野古移設に向けた工事を着実に進めてまいります」 「2020 年防衛白書」)

このように、『防衛白書』は、明確な確信犯と言っても良い「**辺野古基地工事推進の宣伝文書**」となっています。『防衛白書』は、彼らのイデオロギーと謀略の宣伝媒体です。

このような「敵」の宣伝媒体は、まず疑ってかかることが大切です。(言葉が過ぎるかもしれませんが、この問題では「敵」といっても過言ではないかもしれません)。『防衛白書』イデオロギーと闘うことは、米日基地維持勢力の国民に対する「**国家催眠**」の大元＝道具と闘うことです。

ウィキペディアの全基地資料

「日本沖縄」の全米軍基地は**総計 197**(うち本土 162)、その内訳は米軍地位協定に基づき 3 種あり、「**自衛隊基地である米軍基地**」も含めて、全部米軍基地です。①**米軍専用基地 51**(うち本土 28)、②**自衛隊共同利用基地**(地位協定 2 条 4 項 a)27(うち本土 19)、③**米軍利用可能自衛隊基地**(地位協定 2 条 4 項 b)119(うち本土 115)です。

(ウィキペディア資料「都道府県別の全ての米軍施設」より。先に述べたように**防衛省基地サイトには作意があり沖縄県には極端に少ない(4 施設)米軍利用可能自衛隊基地 119 を除外した基地面積で「沖縄県に日本の基地の 70%がある」**などという「ウソの火元」を、国民とさらに沖縄県と本土の革新勢力にまでふりまき、沖縄県民と本土の人々を対立させ、「混在」という言葉で「自衛隊基地である米軍基地」の多くの基地をカウントせず、日本の基地数を少なく見せかけています。

「**沖縄県に在日米軍専用基地面積の 70%が集中**」は 防衛省の「**創作**」

「日本沖縄」の米軍基地は、地位協定によって、3 種類に厳格に規定されています。ウィキペディアの基地資料の表(前頁)で示している通りです。

防衛省の基地統計は、これを勝手に改変し、「日米で共同使用している米軍基地」(地位協定 2 条 4 項 a、ウィキペディアでは B)という種類別を無いことにしています。自衛隊と米軍の一体性を隠したいという政治的

意図か別の意図かは分かりません。

先に引用したように、ウィキペディアは次のように述べています。「**防衛白書(防衛省)は、上記(注:地位協定の通り ABC の 3 種類に分類すると異なり(注:下線は編集部)、在日米軍施設(注:基地のこと)を 2 種類に分類する。すなわち、上記 A と B を併せたもの(C 以外)を、『日米地位協定第 2 条第 1 項(a)に基づき、米軍が使用している施設及び区域』と分類しており**と述べて、防衛省の勝手な「創作」的定義を暗に批判しています。

「勝手な改変」については、ウィキペディアは、次の点も指摘していることは先に述べました。

「**日米地位協定第 2 条第 1 項(a)**(注:ウィキペディアで A)及び**第 2 条第 4 項(b)**(注:ウィキペディアの C)に基づき、米軍が使用している施設及び区域が 1 施設・区域内に混在する場合は、こちらに含めるとする。そして、それは、**在日米軍施設・区域(専用施設)と同義であるとする**」。

米占領軍の継続居座り協定ではありますが、米日政府は、地位協定で 3 種類に分類しています。地位協定の米軍基地定義の、防衛省による勝手な 2 種類への改変等による基地数 131 は「創作」あるいは虚偽であり、197 が事実です。

防衛省の「創作」の効果

「沖縄基地 70%論」への誘導は、彼らの謀略的宣伝の要に位置付けることができます。その「効果」は、

第 1 に、「日本沖縄」問題である米軍基地問題を「**沖縄基地問題**」に限定し、あたかも本土にある基地が非常に少ないかのように思わせることができます。

第 2 に、彼らの「**大義名分**」である「**沖縄差別縮小**」論を媒介にして、本土の基地強化を「**差別縮小**」の名のもとに大手を振って、「**沖縄基地本土引き取り運動家たち**」の応援も得て進めることができます。

第 3 に、沖縄県民と本土の人びとを対立させ、本土沖縄一体の闘いを妨害することができます。このことが、米軍防衛省の最大の狙いでしよう。

第 4 に、「**本土の基地闘争が、沖縄への基地集中を招いた**」として、本土の基地闘争がまるで沖縄基地集中の原因であるかのように描くことができます。

第 5 に、世界の海外米軍兵力と基地の 3 分の 1 もある、世界の中で、極端に日本沖縄に集中している米軍基地の問題(第 1 の集中)から、

基地条約(「安保」)第10条を活用するには、立憲野党と市民の共同を強め、日本国民自身が、米日政府マスコミによる「基地が日本の安全保障・抑止力」という洗脳・催眠術から目覚め、祖国日本の主権を回復する勢力が総選挙で勝利し「基地条約終了通告をする政府」を共同で作ることが必要です。その為に「基地なくす会」があなたの学園と街と職場に、日本沖縄全国に必要です。「日本沖縄」が主権を回復し対米独立することは歴史の法則です。あきらめず、基地のない日本沖縄・憲法実現の日本沖縄を私たちの世代の主権者国民が作り、次の世代に手渡ししましょう!

日本国民沖縄県民の目をそらせ、「基地兵力集中の2重構造」に気が付かなくさせます。

防衛省統計が誘導する「沖縄基地70%論」は、日本沖縄の米軍基地の全体像をしめす「事実」でないことは、

第1に、専用基地だけでない自衛隊共用米軍基地を地位協定に反して「専用基地」に含めて抹消していること、

第2に、沖縄県には、119基地のうち4基地しかない米軍一時使用の地位協定上の米軍基地(自衛隊基地)をすべて除外していること

から明らかです。この防衛省の勝手な「資料操作」の手法を使うなら、次の様になります。

地位協定で明確に「米軍基地の1類型として明記されている米軍一時使用の自衛隊基地という米軍基地」(ウイキペディアでの「1時利用可能施設」)全119の内4施設が沖縄県にあります。この類型の本土と沖縄県の比率は、本土96.64%沖縄県3.36%です。しかし、「沖縄県には1時利用基地は3.36%です」「本土に96.64%です」という「事実」を勝手に取り上げて「沖縄の米軍基地は全日本の3.36%だ」ということがおかしいのと同じです。全体の中での一部の「事実」を指摘しても、余り意味を成しません。「事実」とは、恣意的にある部分を取り出して「事実」であると主張しても意味を成さないのです。防衛省の手法は、こういう意味で、全体的な真実からは、はるかに遠い「事実」の提示になっています。

沖縄への同情を利用し、沖縄と本土を対立させ、「基地集中の2重構造」を無視し、戦争と主権侵害の米軍基地永久化に導く、反沖縄県民の特殊なイデオロギー「沖縄基地本土引き受け」の「国民的議論」を基地反対運動・自治体陳情運動へ持ち込む古くさい「新しい提案」運動は、防衛省「創作」の資料を根拠にしています。草の根運動は、これを明確に批判しています。

しかも、この、地位協定2条4項b(に)4びい)基地には、沖縄から1997年に移動した米軍実弾砲撃演習場である矢白別、王城寺が原、

北富士、東富士、日出生台の各自衛隊演習場が含まれていますが、これらの重要米軍演習場も日本沖縄の米軍基地から除外されることになります。

「沖縄基地70%論」では、この5つの重要米軍演習場である自衛隊演習場も米軍基地の中に含まれていないことになるのです。(写真と地図次頁と次次頁)

日本沖縄の全基地撤去を実現しなければ主権国家・独立国家とはとても言えません。民族の尊厳と誇り、沖縄県の自治はまもれません。沖縄県の基地もなくせません。それだけでなく、世界の平和も守れません。

残念ながら、1972年の沖縄返還＝祖国復帰の直後から、沖縄県は、防衛省(当時は防衛庁)が米軍の手先であることを知らず、その統計資料を県として採用して『沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)』を毎年発行してきています。この『統計資料集』でも、地位協定に基づく3種類の基地分類ではなく、防衛省の資料をそのまま使用しています。辺野古基地問題等では、「敵」とも言える「相手方」である防衛省の『防衛白書』統計等です。『防衛白書』統計等については、復帰後48年になりますが、勇気をもって慎重に再吟味してみるべきです。地位協定という原点から、『防衛白書』統計を見直し、ウイキペディアを1度でも見て比較した方がいいでしょう。

沖縄県は、自立した地方自治体として、政府防衛省資料に頼るのではなく、真実を県民国民に知らせるべきです。防衛省の大浦湾海底の資料を批判的に見るのと同じように。

読者のあなたは、米軍基地存続宣伝を使命とする『防衛白書(防衛省)』統計をそのまま信じていいと思いますか?

読者であるあなたは、森友公文書をはじめ、公文書偽造が得意の自民党政府が、75年以上続く日本の主権侵害に関わる重要な基地統計まで、勝手に捻じ曲げて「創作」し国民世論を誤導することを許せますか?

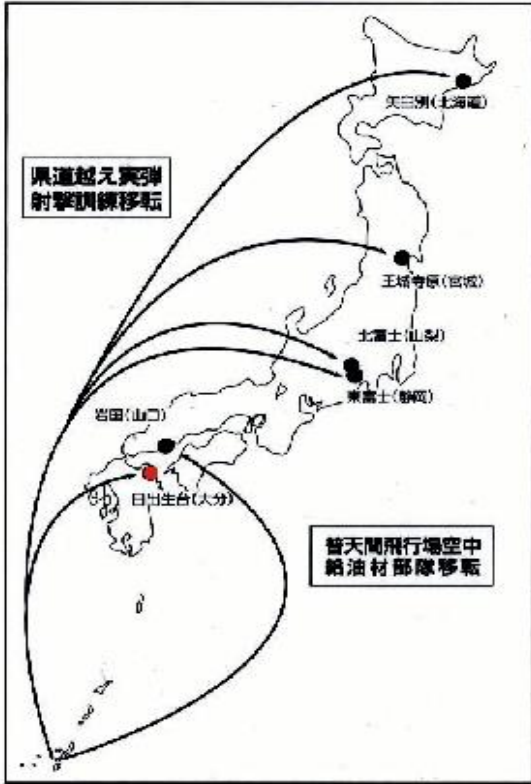
真理も誇張すれば非真理となる－沖縄県への基地集中

沖縄県への基地集中は、「基地集中の2重構造」の「第2の集中」です。この集中は、世界の米軍基地の中で、「日本沖縄」へ特別に集中している米軍基地「第1の集

中」の結果であって、この第1の集中と闘わないで、第2の集中を解決することはできません。(16頁へ続く)

「この条約が十年間効力を存続した後〔注 1970 年 6 月 24 日以降〕は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。」(日米基地条約〔「安保」〕第 10 条より) 活用を!

自衛隊演習場(基地)は 米軍演習場(基地)



王城寺が原演習場(宮城県)

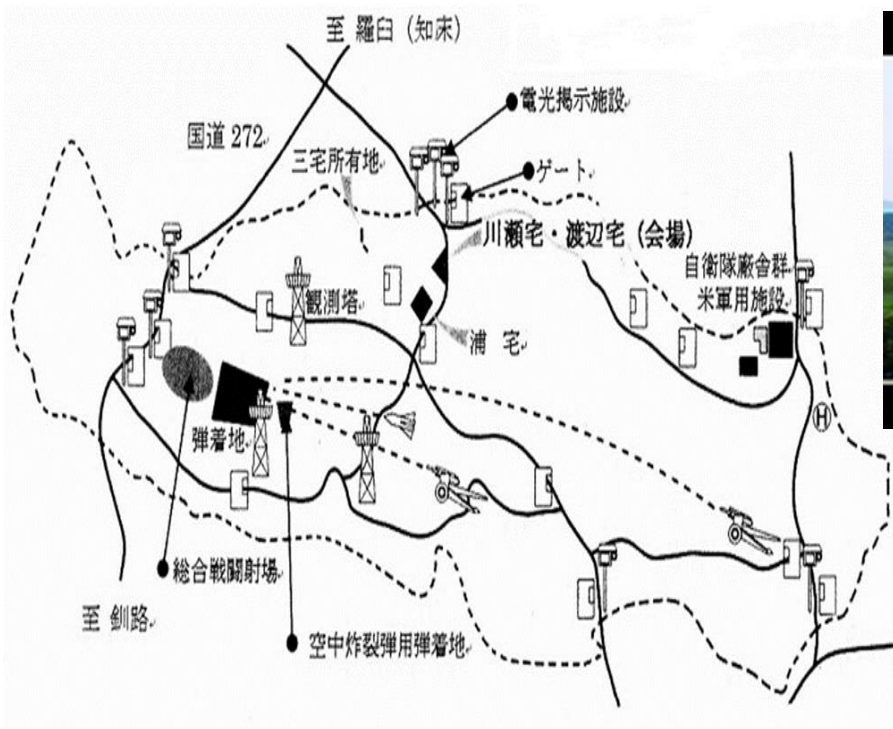
➡ (沖縄) 県道越え実弾射撃訓練の本土移転



北富士演習場(山梨県)



東富士演習場(静岡県)



日出生台演習場(大分県)

➡ 矢白別演習場(北海道)

基地条約（「安保」）第 10 条を活用するには、立憲野党と市民の共同を強め、日本国民自身が、米日政府マスコミによる「基地が日本の安全保障・抑止力」という洗脳・催眠術から目覚め、祖国日本の主権を回復する勢力が総選挙で勝利し「基地条約終了通告をする政府」を共同で作ることが必要です。その為に「基地なくす会」があなたの学園と街と職場に、日本沖縄全国に必要です。「日本沖縄」が主権を回復し対米独立することは歴史の法則です。あきらめず、基地のない日本沖縄・憲法実現の日本沖縄を私たちの世代の主権者国民が作り、次の世代に手渡しましょう！

（14 頁からの続き）「沖縄基地を本土基地へ」という「沖縄基地本土引き取り運動」は、沖縄県への基地集中を解決するどころか、むしろ沖縄基地の永久化に完全に手を貸すものです。この沖縄県への基地集中は、防衛白書が誘導しようとして一定の成功を収めている「沖縄米軍基地 70%」ではありません。日本沖縄 197 基地中 35 基地 (17.8%) が沖縄県に集中し、日本沖縄駐留米軍兵力 5 万 6118 人のうち 2 万 5843 人 (46%) が沖縄県に集中しています。米兵がある意味で常駐している専用、自衛隊共用基地が 78 基地中 31 基地 (40%) 集中しているので、46% という高い集中度になります。しかし、日本沖縄の米軍基地の 70% が沖縄県にあるという「沖縄基地 70%」という誇張虚構の数字は、世論誤導の意図的数字操作の結

果の意図的誇張であって、非真理です。

日本沖縄の全領土 100% が米軍演習場

日本沖縄の米軍基地は、「全土基地方式」すなわち全日本沖縄の国土 100% が米軍の自由使用の演習場となっている基地国家の基地です。ある意味では、日本沖縄全土 100% が米軍基地なのです。これこそが日本沖縄という基地国家の実態です。沖縄県民と本土の人びととが一体になった市民国民として力を合わせ、立憲野党と共に基地条約終了通告政府樹立することによって、全土基地方式 = 占領を解決しなければ、日本沖縄の基地問題の解決はあり得ないのです。あきらめてはならないのです。

（基地問題研究者 平山基生 くもとお）

普天間基地空中給油材部隊移転先 岩国基地（山口県） 下図



オンライン原水爆禁止 2020 年世界大会開催 お金を武器から医療と雇用確保に回せ

東京原水協 石村和弘

2020 年 8 月 2 日の国際会議から、原水爆禁止 2020 年世界大会が始まりました。今年の大会はオンライン形式です。(YOUTUBEでも視聴出来ます)。

核兵器禁止条約に参加する政府を早く

いまなお世界には 1 万 4 千発近くの核弾頭があり、そのうちの 2 千発近くの核ミサイルがすぐに発射できる状態におかれています。極めて危険な状況にあります。核兵器が使用されれば私たち人類は壊滅します。核兵器禁止条約の批准国は現在 40 カ国となりました。あと 10 カ国が批准すれば、90 日後には条約は発効します。核保有国を条約に参加させれば核兵器のない世界が実現します。核保有国に条約をさせるには、被爆国日本政府が条約に参加することです。日本が核保有国に条約参加を求めれば核保有国は条約に参加します。日本の運動に求められているのは、核兵器禁止条約に参加する政府をつくることです。

兵器による安全保障は愚か

コロナ渦に対して国連は、「戦後 75 年の歴史において、膨大な破壊力をもち兵器により安全保障を確保しようとする愚かさがこれほど明らかであったことは

ありません」と指摘しています。 コロナ渦克服及び核兵器を廃絶するにはすべての国の共同が必要です。4 日に開催された「沖縄連帯・外国軍事基地の撤去」の特別セッションにはドイツ、韓国、フィリピン、グアムの米軍基地を抱える国々の代表が参加しました。日本からは、沖縄、横田（横田基地で、沖縄では出来ないパラシュート降下訓練訓練が行われていることが映像で報告されました）及び山口の代表が参加しました。

軍事費はコロナ渦克服に

米軍基地が居座るこれらの国々からは基地被害の報告がありました。韓国からは特に「米韓日の大軍事演習が 8 月 2 日から 28 日に行われる。世界は連帯して基地撤去をすすめよう」と訴えられました。更に、200 兆円の世界軍事費は、コロナ渦を克服していくために、医療や雇用確保等に使いの声をあげようと各国から発言がありました。日本でも、この声をもっと上げましょう。

(労働組合機関紙「公共一般」から転載)

読者の声

佐藤達也さま (千葉市)

対米独立の悲願成就へ心は一つです。
小額で恐縮ですがご笑納下さい。

新藤十三八さま (横浜市)

独立・平和・中立

鎌田由利子さま (足立区)

基地条約（「安保」）第 10 条を活用するには、立憲野党と市民の共同を強め、日本国民自身が、米日政府マスコミによる「基地が日本の安全保障・抑止力」という洗脳・催眠術から目覚め、祖国日本の主権を回復する勢力が総選挙で勝利し「基地条約終了通告をする政府」を共同で作ることが必要です。その為に「基地なくす会」があなたの学園と街と職場に、日本沖縄全国に必要です。「日本沖縄」が主権を回復し対米独立することは歴史の法則です。あきらめず、基地のない日本沖縄・憲法実現の日本沖縄を私たちの世代の主権者国民が作り、次の世代に手渡しましょう！

元凶の日米安保条約破棄の世論も広めましょう

船尾徹さま（鎌倉市）（東京南部法律事務所）

残暑お見舞い申し上げます

新型コロナウイルスの感染拡大の収束のめどがつかない不安な日々、皆様、いかがお過ごしでしょうか。

中世ヨーロッパの十字軍や民族移動がもたらしたハンセン病、産業革命による衛生環境悪化がもたらした結核、第一次世界大戦が世界に拡散したスペイン風邪。熱帯雨林等の開発と地球温暖化による野生動物とヒトの距離の縮小によって、野生動物と共存していたウイルス

が生きる場所を求めてヒト社会に入り込み、新型コロナウイルスを相次いで発生させていると言われています。しかも、グローバル化した現代社会は、ウイルスの出現と世界的な拡散にとって格好の条件となっています。

感染症の流行が「社会のあり方」と深く関わっていると思い知らされました。この緊急事態に自粛と隔離を呼びかけるだけで、国会も開かず、ダンマリを決め込み、「巣ごもり」を続ける無能な首相に期待することはできません。今、求められているのは「新しい生活様式」ではなく、「新しい政治・経済・社会のあり方」です。

皆様、コロナに感染されることなくお元気にご自愛ください。

立葵（タチアオイ）

あ・け・み

背高のつぼの美人さん

路地を飾り

華やかに

行きも帰りも

「おはよう」

「またね」

声をかけるのだけれど

風と遊んでばかり

いつも

しらんぷり

しらんぷり

（タチアオイ 花は垂直に花茎の、
下から上に咲きあがっていく）

日本人の外圧に屈した 5 回の経験

日本人は歴史上、外圧に屈した経験が少なくとも五回ある。最初は「白村江の戦い」での敗戦によって、唐に滅ぼされる危機に直面したが、事実上の属国になることで窮地をしのいだ。二番目は元寇で、二度にわたる蒙古軍の襲来を辛くも台風の援軍によって退けることができた

ものの、支配体制瓦解の原因となった。三番目は南蛮人の渡来とキリスト教の伝来である。鉄砲伝来により、内戦状態が激化し、新たな天下人の登場を促した。四番目は明治維新で、黒船来航により、帝国主義の影響をもろに受け、極端な西洋化が進んだ。五番目はアジア、太平洋

戦争の敗戦とアメリカによる占領である。(中略)

(略) 国譲りの神話はその後も外圧が強まるたびに想起され、近代以後はアメリカとのあいだで、戦争、占領、間接統治、従属的同盟という形で反復されることになる。(島田雅彦「パンとサーカ

ス」2020 年 8 月 22 日付東京新聞朝刊連載小説 22 から)

(編集部から 米軍基地をなくす草の根運動は、本年 2020 年 2 月に行われた総会での共同代表・事務局長講演で、蒙古襲来によるモンゴル軍日本占領の危機を乗り越えたことについて触れました。)

独立なくして平和なし 主権なくして人権なし

私たち日本人は、子ども達女性国民の安全と命すら、米軍から守れないのか！
全基地撤去の個人加盟全国単一市民団体＝草の根運動
会員を、悠然と全力で 増やしましょう
全都道府県、全市区町村、地域職場学園絆 (3 人からの草の根の基礎組織) に
「基地なくす草の根〇〇会」を作り、広げましょう

編集後記 私たちの日本沖縄国が、全世界の 45 万人超の全米軍に対して、入出国検疫を全く行うことができない、米国の「属国以下」の国であることを示す米軍コロナ特集を前 114 号で示しました。本号 (115 号) は、日本沖縄国への基地集中の深刻な特徴である「米軍基地兵力集中の 2 重構造」を中心に、ウィキペディアと「防衛白書」の比較を掲載しました。

また、前号では、基地とは、「戦争の基地」であるだけでなく、本質は「民族抑圧の基地」であり「主権侵害と独立じゅうりんの基地」であることを指摘しました。「沖縄県を含む日本＝日本沖縄国」が民族の尊厳と誇りを踏みにじられて 75 年です。それはあまりにも長い米軍占領継続の 75 年でした。

米軍基地をなくす草の根運動の共同代表・事務局長の人生とほぼ重なる占領継続 75 年について一文を掲載しました。

辺野古新基地強行に対する怒りと闘いが、沖縄県内に止まらず、本土の隅々にまで広がりつつあります。この蛮行は、いわゆる本土による沖縄差別という、政権と本土民衆を十把一絡げにする歪曲された「横」の問題ではなく、現在の安倍晋三腐敗政権に至る米日支配層による「日本沖縄民族の分断」という「縦」の現実的抑圧の表れであることにも触れました。

米軍基地をなくす草の根運動は、平和運動ではなく独立運動、主権回復運動です。

平和運動は、**独立運動**としての全基地撤去運動を強く支援することが大事です。

基地撤去運動としてあらわれている主権回復運動は、日本沖縄民族の分断を乗り越える民族統一運動であり、第 2 の祖国復帰運動であり、第 2 のそして真の沖縄返還運動でもあります。「27 度線の日本沖縄」が「情報と心の 27 度線」を乗り越え、沖縄県民の闘いと本土の人びとの闘いが強く強く深く深く融合し、更に国際的な闘いが発展したとき、それは巨大な力を発揮し、日本沖縄の米軍基地撤去、「アメリカの平和」(パクス アメリカーナ)の終焉という世界史を動かす歴史的な偉業を実現することでしょう。(H)

基地条約（「安保」）第10条を活用するには、立憲野党と市民の共同を強め、日本国民自身が、米日政府マスコミによる「基地が日本の安全保障・抑止力」という洗脳・催眠術から目覚め、祖国日本の主権を回復する勢力が総選挙で勝利し「基地条約終了通告をする政府」を共同で作ることが必要です。その為に「基地なくす会」があなたの学園と街と職場に、日本沖縄全国に必要です。「日本沖縄」が主権を回復し対米独立することは歴史の法則です。あきらめず、基地のない日本沖縄・憲法実現の日本沖縄を私たちの世代の主権者国民が作り、次の世代に手渡しましょう！

全基地マップ手渡し運動にご協力を！！

崩してくれることを待っている！全基地マップの包みの山

2万部増刷の基地マップ

全国民に、急速に、全力で普及しましょう

「日本沖縄」全国の市民運動は、在日米軍基地の真実を知りたがっています

米軍基地をなくす草の根運動は、昨年2万枚印刷した基地マップ普及に全力を挙げています。防衛省「創作」の基地統計では、「日本沖縄」の米軍基地の真実を国民は知ることができません。多額の費用がかけて印刷した2

万部の包の山は、残り1万4千枚まで普及。5か月前の3月末には、残り1万6千枚でした。（下の写真）草の根運動事務局では、皆様の手渡し運動のためのご注文を心からお願いしています。



2020年8月23日現在 基地マップ残り1万4千枚



会員の自宅の塀に掲げられた「基地マップ」と「NO BASE 全基地撤去」のステッカー



2020年3月22日現在 基地マップ残り1万6千枚